

議員全員協議会次第

日 時：令和4年9月1日（木）

午前8時45分

場 所：取手市議会議場

1 開 会

2 協議事項

（1）人権擁護委員の推薦について

3 報告事項

（1）市税滞納繰越分の調定額の変更について

（2）地域子育て支援センター業務委託について

4 その他

5 閉 会

経 歴 書 （ 抜 粋 ）

氏 名 日 高 栄 子 (ひだか えいこ)
生年月日 昭和31年6月3日 (66歳)
住 所 取手市白山八丁目12番34号

学 歴

昭和53年 3月 白梅学園短期大学心理技術科卒業

職 歴

昭和50年 4月 警視庁入庁
昭和56年 5月 警視庁退職

その他の経歴

平成15年 7月 取手市民生委員児童委員主任児童委員 現在に至る
平成29年 4月 取手市青少年相談員 現在に至る

経 歴 書 （ 抜 粋 ）

氏 名 戸 部 明 彦（とべ あきひこ）
生年月日 昭和32年1月15日（65歳）
住 所 取手市新川1793番地

学 歴

昭和54年 3月 茨城大学教育学部中学数学科卒業

職 歴

昭和54年 4月 土浦市立土浦第二中学校 教諭
昭和62年 4月 藤代町立藤代中学校 教諭
平成 5年 4月 藤代町立桜が丘小学校 教諭
平成 8年 4月 取手市立取手第一中学校 教諭
平成14年 4月 取手市教育委員会 指導主事
平成18年 4月 取手市立藤代南中学校 教頭
平成21年 4月 取手市教育委員会 指導課長
平成23年 4月 龍ヶ崎市立城南中学校 校長
平成26年 4月 取手市立取手第一中学校 校長
平成29年 3月 取手市立取手第一中学校定年退職
平成29年 4月 茨城県教育研修センター 主査
令和 4年 3月 茨城県教育研修センター退職
令和 4年 5月 取手市役所会計年度任用職員 現在に至る

経 歴 書 （ 抜 粋 ）

氏 名 廣 瀬 智 子 (ひろせ ともこ)
生年月日 昭和32年9月15日 (64歳)
住 所 取手市下高井1463番地

学 歴

昭和53年 3月 聖徳学園短期大学卒業

職 歴

昭和53年 4月 取手市役所入庁
平成21年 4月 取手市立戸頭北保育所 主任保育士
平成24年 4月 取手市立白山保育所 所長
平成27年 4月 取手市立久賀保育所 所長
平成30年 3月 取手市役所定年退職
令和 元年 6月 取手市役所非常勤職員
令和 2年 4月 取手市役所会計年度任用職員
令和 4年 3月 取手市役所退職

市税滞納繰越分調定額とは

調定とは、地方公共団体の歳入を徴収しようとする場合に、その歳入の内容を調査した上で、収入金額を決定する行為のことです。

今回の滞納繰越分調定額とは、滞納の状態ですべての滞納額が翌年度に繰り越された市税として徴収すべき税額を指します。

$$\textcircled{1} \quad \frac{\text{R 2 現年度分調定額}}{\quad} - \frac{\text{R 2 現年度分収入済額}}{\quad} = \frac{\text{R 2 現年度分収入未済額}}{\quad}$$



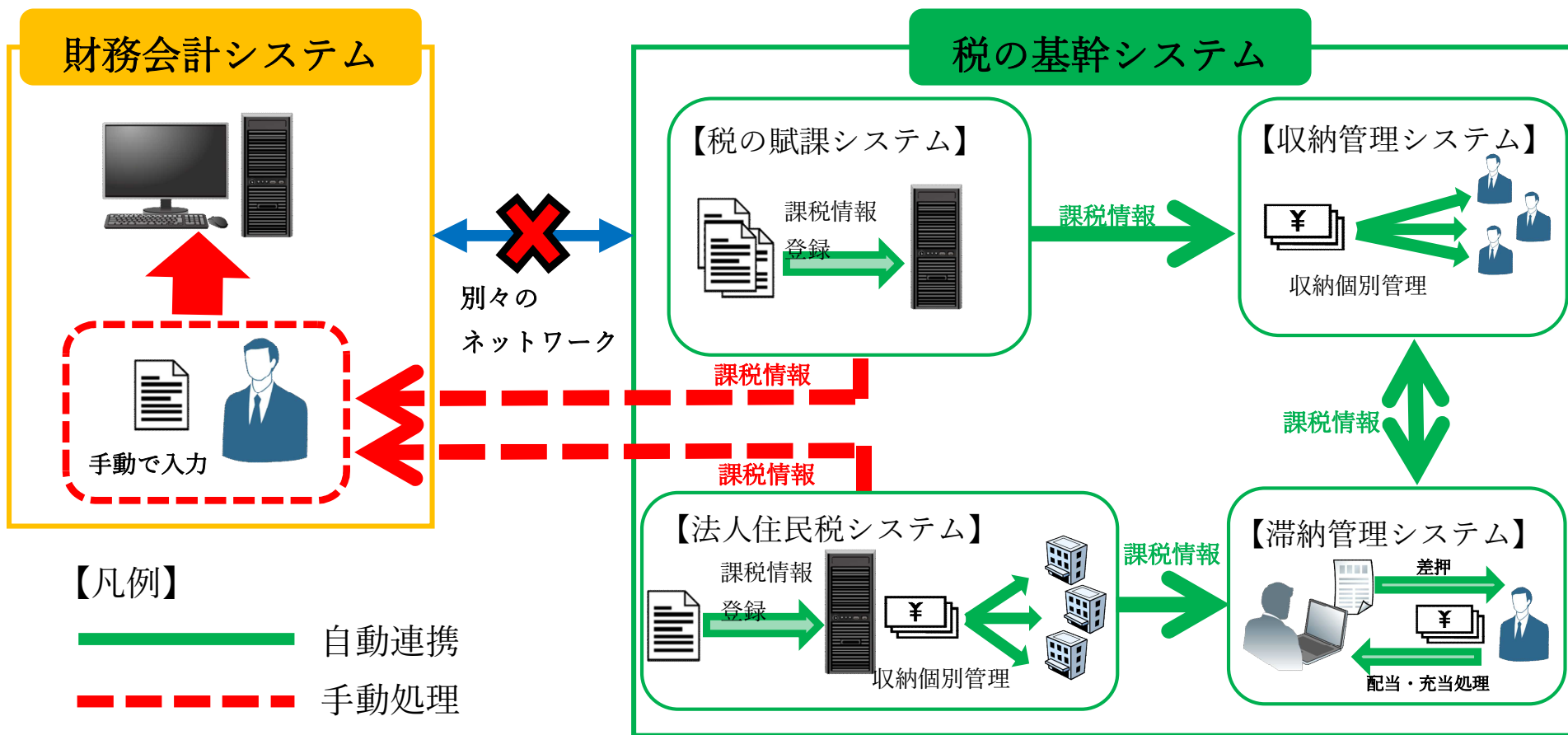
R 3 滞納繰越分調定額

$$\textcircled{2} \quad \frac{\text{R 2 滞納繰越分調定額}}{\quad} - \frac{\text{R 2 滞納繰越分収入済額}}{\quad} - \frac{\text{R 2 不納欠損額}}{\quad} = \frac{\text{R 2 滞納繰越分収入未済額}}{\quad}$$



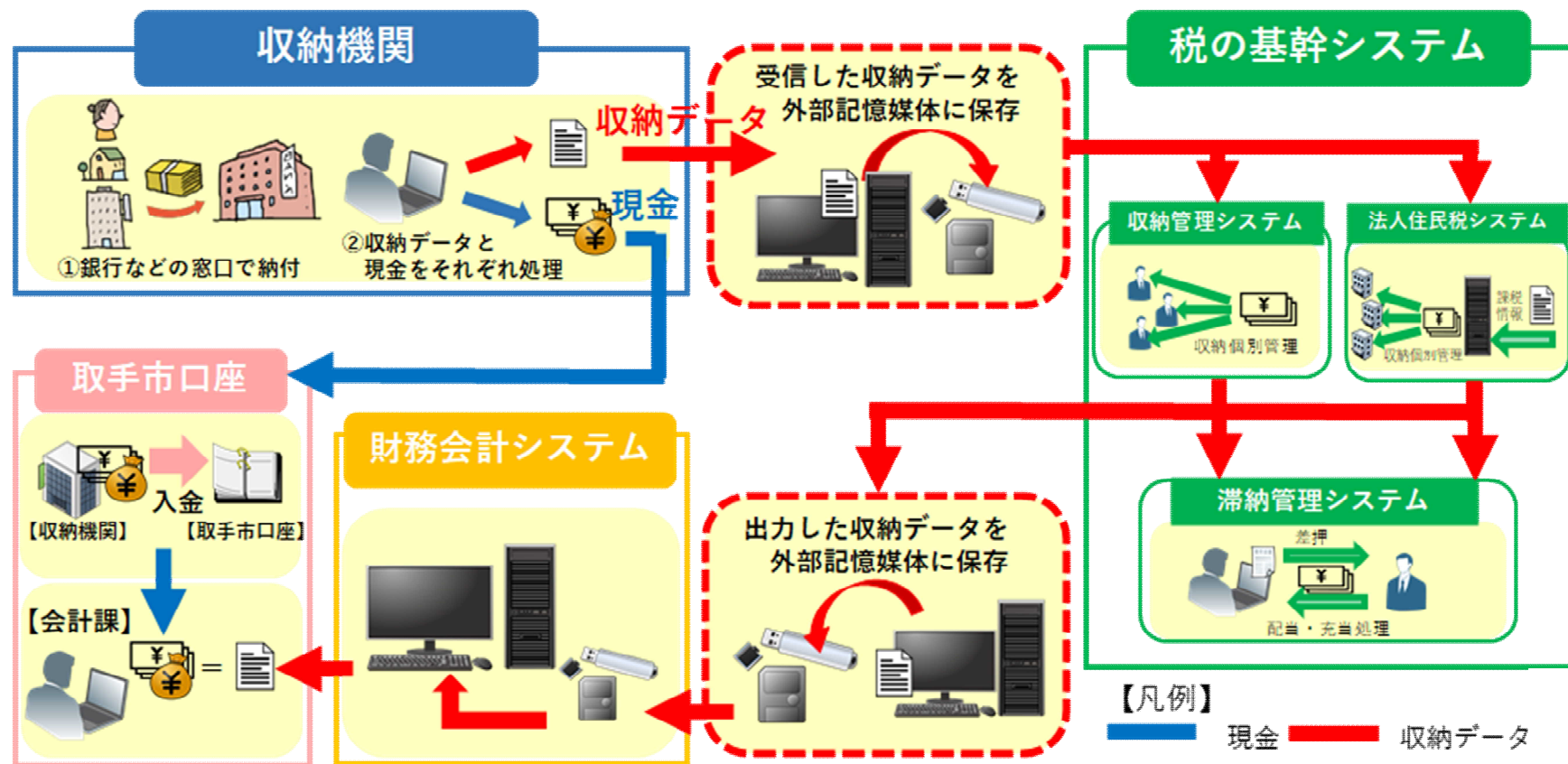
R 3 滞納繰越分調定額

課税情報（調定額）の流れ



財務会計システムは、市税については税目ごとに調定額と収納額を金額のみ管理しています。税の基幹システムには、税の賦課システム、収納管理システム、滞納管理システム、法人住民税システムがあり、それぞれに個人情報が含まれています。税の賦課システムに課税情報を入力すると、収納管理システムや滞納管理システムは自動で連携され、個別に反映されます。しかし、財務会計システムとは連携していないため、手動での入力が必要となります。

収納の流れ



お納めいただいた税は、それぞれの収納機関がデータ化し、収納データとしてネット回線を通じて市に情報が送られます。送られてきた収納データは、税の基幹システム（収納管理システムや法人住民税システム）に取り込み、消し込みが行われます。その後、取り込んだ収納データは別の外部記憶媒体で保存し、財務会計システムに取り込みます。財務会計システムに反映されたデータと、収納機関が取手市の口座に入金した金額を、会計課で照合し、誤りがないことを確認しています。

個人市民税の歳入更正の事例

令和3年3月に住民税特別徴収令和3年3月分4月分5月分
(各期10,000円)を納付した場合

①住民税特別徴収3～5月分を納付



【財務会計システム】



【2年度】
特徴3月
特徴4月
特徴5月

【3年度】

【収納管理システム】



【2年度】
特徴3月

【3年度】
特徴4月
特徴5月

②特徴4月5月の歳入更正を行わずに翌年度を迎えた場合の各システムの調定への影響

	【2年度調定額】	-	【2年度収入済額】	=	【3年度滞納繰越分調定額】	
◆財務会計システム	120,000円	-	30,000円(特徴3月4月5月)	=	90,000円	誤
◆収納管理システム	120,000円	-	10,000円(特徴3月)	=	110,000円	正

差額
20,000円

還付未済の事例

過納付分15,000円を年度内に返せなかった場合

①市役所で15,000円を納付



【財務会計システム】



【収入済額】
15,000円

【収納管理システム】



【収入済額】
15,000円

②その後、納付書を用いて15,000円を納付 (15,000円の過納付が発生)



【財務会計システム】



【収入済額】
15,000円

【収納管理システム】



【過納付分】
15,000円

③年度内に還付ができずに翌年度を迎えた場合の各システムの調定への影響

【現年度調定額】 - 【現年度収入済額】 = 【滞納繰越分調定額】

◆財務会計システム	100,000円	-	30,000円	=	70,000円	誤
◆収納管理システム	100,000円	-	15,000円	=	85,000円	正

差額
15,000円

市税滞納繰越分の調定額の変更について

1. 概 要

市税(個人市民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税)の滞納繰越分について、財務会計システムの調定額(収入すべき金額)に誤りがあることが令和 4 年 1 月に判明しました。

市税は、財務会計システムと税の基幹システムの 2 つのシステムで管理していますが、2 つのシステムはセキュリティの関係から切り離して運用しています。

今回の事案においては、税の基幹システムの調定額は正しい額となっておりますが、2 つのシステム間において調定額を合致させるための照合・変更作業を行っていなかったため、財務会計システムと税の基幹システムの調定額に差異が生じました。

対応として、財務会計システムと税の基幹システムの調定額が一致するよう、財務会計システムの調定額を令和 4 年 3 月 31 日に変更しました。

令和 2 年度以前の決算書における滞納繰越分調定額と滞納繰越分収入未済額は、誤った額となっておりましたが、今回の変更により、令和 3 年度決算書における滞納繰越分調定額と滞納繰越分収入未済額は正しい額となっております。

なお、市民等の皆様に納めていただいた税金については、財務会計システムと税の基幹システムの収納額は一致しており、納税者ごとに年度、税目、金額は適切に処理されています。

また、令和 4 年度予算の滞納繰越分の収入見込額の積算は、税の基幹システムの調定額をベースに算出しておりますので、今回の変更調定額による影響はありません。

2. 経 緯

・令和 4 年 1 月上旬

令和 3 年 12 月末の個人市民税滞納繰越分の徴収率が、90%を超える状況であることが判明しました。このままでは年度内に 100%を超えるおそれが生じたため、その原因について、財務会計システムと税の基幹システムの調定額の調査をしました。

・1 月中旬

上記原因を調査した結果、市税について 2 つのシステム間で調定額に差異があることが判明しました。そのため、根拠資料が保存されている平成 28 年度まで遡り、調定額の差異についての調査を開始し、あわせて収納額についても適切に処理がされているかの調査を開始しました。調定額の調査の内容については、両システムの税目別、年度別の調定額を抽出した上で差異の確認をしました。

収納額の調査の内容については、根拠資料である収入済通知書や納付書と、両システムでの収納額の照合を行いました。

・3月下旬

収納額について、財務会計システムと税の基幹システムに差異がなく、納税者ごとに年度、税目、金額が正確に処理されていることを確認しました。

・3月31日

滞納繰越分調定額について、税の基幹システムの正しい金額にあわせて、財務会計システムの変更調定を行いました。

・4月から6月

滞納繰越分調定額の差異の要因を特定するため、税目ごとに年度別、月別に、根拠資料の調定票や還付資料、歳入更正票と照合し、差異の原因を調査しました。

・7月

市役所内で調査を行い、同様の事案がないことを確認しました。

・8月

今回の調定額の変更により、どのような影響があるのか、市役所内での調査を行いました。調査を行った結果、国や県からの補助金や交付金に影響がないことを確認しました。

3.差異の発生要因

税の調定額に変更が生じた場合、税の基幹システムだけでなく財務会計システムでも変更した調定額の入力を行う必要がありますが、この入力 that 正確に行われなかったため、差異が生じました。差異の主な事例として、歳入更正の処理や、還付未済の処理などがあります。

4.各システムにおける滞納繰越分調定額の差異

(令和4年3月31日現在 単位:円)

税 目	①基幹システム	②財務会計システム	③差異＝変更調定額 (①－②)
個人市民税	167,734,140	66,149,060	101,585,080
法人市民税	5,123,100	3,980,700	1,142,400
固定資産税 都市計画税	150,779,415	134,478,150	16,301,265
軽自動車税	10,071,401	8,823,930	1,247,471
市税(一般会計)計	333,708,056	213,431,840	120,276,216
国民健康保険税	379,060,790	434,591,269	△55,530,479
合 計	712,768,846	648,023,109	64,745,737

5.再発防止策

・納税課の取組

- (1) 現在は、税の基幹システムで各税目の調定額を毎日確認し、前日との差異がないかを確認しています。差異があった場合、課税担当課に確認の上、財務会計システムに反映させる作業を行っています。
- (2) 現在は、詳細な作業内容を記したマニュアル、チェックシートを作成し、業務が適切に行われているか確認しています。
- (3) (1)・(2)の作業を毎日実施するとともに、年度末には財務会計システムと税の基幹システムにおける各税目の調定額の最終確認を行い、税の調定額全体を確定させます。

・全庁的な取組

- (1) 各部長に今回の事案を報告し、各課長に対して同様の事案がないかの再確認と、適正な調定事務の周知徹底を行いました。
- (2) 副市長と会計管理者連名で『収入事務における「調定」の適正な執行について』全職員に周知しました。さらに、臨時の庶務担当者研修会の場において、適正な調定事務について改めて周知を行いました。
- (3) 市の主要な歳入を取扱う担当者を集めた会議を開催しました。会議においては、改めて今回の事案をもとに、歳入を取扱う上での重要性を再認識させるとともに、再発防止に向けて情報共有を図りました。

地域子育て支援センター業務委託について

1. 施設概要

支援センター名	所在地	保育室面積
白山地域 子育て支援センター	白山5-16-8	75m ²
戸頭地域 子育て支援センター	戸頭6-30-1	110m ²
藤代地域 子育て支援センター	藤代700	102m ²
井野なないろ地域 子育て支援センター	井野3-15-1	100m ²

【共通条件】

利用対象者：就学前の乳幼児と保護者、妊娠中の人

開所日：月曜日から金曜日

開所時間：午前10時～正午、
午後1時～3時30分

面談による子育て相談は午後3時30分～4時

利用料：無料

保育所併設型：白山支援センター

独立型：戸頭、藤代、井野なないろ支援センター

白山支援センター

白山保育所2階
保育所・一時保育室
と玄関共有



井野なないろ支援センター

保育所同一敷地
独立した一棟
園庭・駐車場は保育
所と共有



戸頭支援センター

公民館敷地内
2階に公民館会議室
駐車場は公民館と共
有



藤代支援センター

藤代庁舎内1階
玄関は藤代庁舎と共
有
駐車場は藤代庁舎と
共有

2. 民間委託によるメリット

①サービス向上

- ・土曜日を含めた開所
- ・就労している母親や父親の利用拡大
- ・営業時間の延長
- ・利用者に多様な選択肢の提示
- ・新サービス
- ・SNSを利用した運営、オンラインイベントや有料のイベントなど独自のサービス実施など
- ・民間のノウハウによる公立の質の向上

②保育所への職員確保

公立保育所の保育士の確保が困難な状況。民間委託により支援センターの正規職員(保育士、保健師)の配置換えが可能。

③業務軽減

市の地域子育て支援センター職員確保業務の軽減

3. 運営方法の検討

市場の把握

サウンディング

実施期間：
令和3年8月17日～10月25日

参加法人数：14法人

民間委託の需要とサービス向上が可能であることを確認。

庁内の意見徴収・調整

保育行政推進検討委員会

実施：令和4年1月28日

公営と民間委託のコスト比較。
業務委託と指定管理について比較検討と対象施設の検討。
新たなサービスの提供について検討。

諮問機関の意見徴収

児童福祉審議会

実施：令和4年2月8日

業務委託と指定管理について比較検討。対象施設の検討。
新たなサービスの提供について検討。

4. 運営方法の方針(案)

委託方法

- ・施設規模を考慮
- ・スピーディーな導入
- ・段階的な対応



業務委託
(5カ年)

実施場所

- ・運営を分離可能な施設
- ・公立を残すことで円滑な引継・運営補助
- ・段階的な対応



2ヶ所委託

- ・戸頭地域子育て支援センター
- ・藤代地域子育て支援センター

5. 業務委託による効果

支援センター運営業務

正規職員人件費		補助金対象外
支援センター 運営費	会計年度職員人件費	県・国より2/3補助
	施設運営費	



支援センター 運営費	業務委託費	県・国より2/3補助
	施設運営費	

概算 正規職員人件費(2名減) -1,600万
 運営費(4ヶ所) 2,200万⇒(委託2ヶ所直営2ヶ所)3,300万 +1,100万
 一般財源負担額 740万円⇒1,060万円 +340万

保育所運営業務

保育士不足による受け入れ停止
年間を通じて待機児童の発生



正規保育士を2名入れる事で低年齢
児の受け入れ増加(0歳児で6名)

概算 正規職員人件費(2名増) +1,600万円
 会計年度人件費(2名減) -500万円

子育て支援課トータルの支出で見るとほぼ変わらず運営でき、
支援センター・保育所ともにメリットがある

6. 取手市地域子育て支援センターの設置及び管理 に関する条例改正について

地域子育て支援センター業務委託にあたり明確な仕様書が必要となる。委託にあたり、条例について改正したい。

1. 実施時間及び休日について

改正前 月曜日から金曜日の午前10時から午後4時まで



改正後 月曜日から土曜日の6日間
午前9時から午後5時までの中で5時間以上

2. 職員の配置条件について

今後の民間委託や私立保育所での支援センター運営を考慮し、近隣市町村と同じ様に国基準での配置条件とする。

改正前

支援センターに、子育てに関する相談及び指導等について相当の識見を持ち、かつ、保育士の資格を有する職員を置く。



改正後

支援センターに、所長その他必要な職員を置く。

参考

取手市 条例

支援センターに、子育てに関する相談及び指導等について相当の識見を持ち、かつ、保育士の資格を有する職員を置く。

国 地域子育て支援拠点事業実施要綱

子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上配置すること(非常勤職員でも可。)

他市の状況

土浦市	事業の企画、調整及び実施を専門に担当する子育て指導者及びその補助的業務を行う子育て担当者を置くものとする。
守谷市	所長その他必要な職員を置く。
龍ヶ崎市	館長その他必要な職員を置く。

7. 今後のスケジュール

【令和4年度】

- 10月条例改正についてのパブリックコメント実施
- 3月議会にて条例改正

【令和5年度】

- プロポーザルの実施・業者決定・契約締結

【令和6年度】

- 戸頭・藤代地域子育て支援センター業務委託開始

取手市議会災害対応規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年 月 日

取手市議会議長 金澤克仁

取手市議会訓令第 号

取手市議会災害対応規程の一部を改正する訓令

取手市議会災害対応規程（平成26年議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(対策会議の設置)</p> <p>第2条 <u>取手市議会議長</u>(以下「議長」という。)は、対策本部が設置され、かつ、必要があると認めるときは、取手市議会災害対策会議(以下「対策会議」という。)を設置する。<u>ただし、議長に事故があり、かつ、対策本部が設置されたときは、対策会議を設置したものとみなす。</u></p> <p>(対策会議の組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 副座長は、<u>取手市議会副議長</u>をもって充</p>	<p>(対策会議の設置)</p> <p>第2条 <u>市議会議長</u>(以下「議長」という。)は、対策本部が設置され、かつ、必要があると認めるときは、取手市議会災害対策会議(以下「対策会議」という。)を設置する。</p> <p>(対策会議の組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 副座長は、<u>市議会副議長</u>をもって充て、</p>

て、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長の職務を代理する。

4 (略)

5 座長及び副座長に事故があるとき、又は座長及び副座長が欠けたときは、その他の構成員のうち年長の者が座長の職務を代理する。

6 座長は、その他の構成員に事故があるとき、又はその他の構成員が欠けたときは、当該その他の構成員が所属する取手市議会会派規程(平成22年議会訓令第2号)第2条に規定する会派に所属する議員の中から当該その他の構成員を代理する者を選任することができる。

座長を補佐し、座長に事故あるとき又は欠けたときは、座長の職務を代理する。

4 (略)

5 座長及び副座長に事故あるとき又は欠けたときは、その他の構成員のうち年長の者が座長の職務を代理する。

6 座長は、その他の構成員に事故あるとき又は欠けたときは、当該その他の構成員が所属する取手市議会会派規程(平成22年議会訓令第2号)第2条に規定する会派(以下「会派」という。)に所属する議員の中から当該その他の構成員を代理する者を選任することができる。

付 則

この訓令は、令和4年 月 日から施行する。

取手市議会感染症対応規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年 月 日

取手市議会議長 金澤克仁

取手市議会訓令第 号

取手市議会感染症対応規程の一部を改正する訓令

取手市議会感染症対応規程（令和2年議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(対策会議の設置)</p> <p>第2条 取手市議会議長(以下「議長」という。)は、感染症により市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、取手市議会感染症対策会議(以下「対策会議」という。)を設置する。<u>ただし、議長に事故があり、かつ、取手市長が当該感染症に係る対策本部等を設置したときは、対策会議を設置したものとみなす。</u></p> <p>(対策会議の組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(対策会議の設置)</p> <p>第2条 取手市議会議長(以下「議長」という。)は、感染症により市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、取手市議会感染症対策会議(以下「対策会議」という。)を設置する。</p> <p>(対策会議の組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

3 副座長は、取手市議会副議長をもって充て、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長の職務を代理する。

4 (略)

5 座長及び副座長に事故があるとき、又は座長及び副座長が欠けたときは、その他の構成員のうち年長の者が座長の職務を代理する。

6 座長は、その他の構成員に事故があるとき、又はその他の構成員が欠けたときは、当該その他の構成員が所属する取手市議会会派規程(平成22年議会訓令第2号)第2条に規定する会派に所属する議員の中から当該その他の構成員を代理する者を選任することができる。

3 副座長は、取手市議会副議長をもって充て、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、座長の職務を代理する。

4 (略)

5 座長及び副座長に事故あるとき、又は座長及び副座長が欠けたときは、その他の構成員のうち年長の者が座長の職務を代理する。

6 座長は、その他の構成員に事故あるとき、又はその他の構成員が欠けたときは、当該その他の構成員が所属する取手市議会会派規程(平成22年議会訓令第2号)第2条に規定する会派(以下「会派」という。)に所属する議員の中から当該その他の構成員を代理する者を選任することができる。

付 則

この訓令は、令和4年 月 日から施行する。